

林業種苗法による生産事業者の登録の変更

林業種苗法第14条第1項の規定により、次の生産事業者に係る登録は失効しました。

令和7年2月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所の名称 及び所在地
	氏名又は名称	住所		
42	山口 富治	秦野市横野 563	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	山口種苗園 秦野市横野 563